

2022年8月12日

愛知県教育委員会教育長 殿

## 休憩時間中に部活動指導をさせないことを求める請願

住 所 [REDACTED]

(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)

氏 名 代表 加藤豊裕 [REDACTED]

### 1 請願の趣旨

休憩時間とは、使用者の指揮命令下に置かれていない時間を指します。指揮命令下に置かれていないというのは、使用者が明示的に指揮命令を発していないだけでなく、業務を行う必要がない状態が保障されていることを要します。具体的には、事業所全体の業務を停止することで労働者が業務を行わなくともいいようにするか、代替人員を確保することで労働者が業務を行わなくともいいようにするなどの措置をとることが使用者側に求められます。

県内の公立学校において、上記のような措置をとった上で、休憩時間を教職員に保障している学校がどのくらいあるでしょうか。私たちは特に、休憩時間中の部活動指導を取り上げたいと思います。

中学校や高校の場合、授業や学級指導、その他の校務分掌により、勤務時間はほぼ全て埋まってしまいます。それが終わると、休む暇もなく部活動指導が始まってしまい、休憩を取ることはできません。私たちは決して、「休憩時間の自由利用」として部活動指導をしているわけではありません。休憩を取るための条件が整っていないので、休憩時間中にも部活動指導をせざるをえないのです。

労働者に休憩時間を与えるのは労働基準法に違反する行為です。休憩時間については給特法は適用されませんので、民間の事業所と同じ基準で違法性が判断されます。

このまま違法状態を放置しておいてもいいのでしょうか。給特法は言い訳に使えません。労働基準法に違反しています。労働基準法第34条は教職員も適用対象です。休憩時間を保障し、その間は部活動指導を行わなくともいいようにしてください。

### 2 請願項目

休憩時間中に部活動指導をしなくてもいいように、休憩が取れる条件を整えること。

